

令和3年12月15日

八戸市地域公共交通会議
会長 武山泰様

南郷島守地区自治会連合会
会長 堰端治

島守地区自家用有償旅客運送実施に伴う路線の新設及び運賃の設定等について（申出）

このことについて、島守地区自家用有償旅客運送実施のため、路線の新設等をいたしたく、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所
八戸市南郷大字島守字小山田42-1
島守地区自治会連合会
会長 堰端治
- 2 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
- 3 路線又は運送の区域
運送の区域：八戸市南郷島守地区及び是川地区
- 4 事務所の名称及び位置
八戸市南郷大字島守字小山田42-1
島守地区自治会連合会
会長 堰端治

5 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所 の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合計	
		保有			()		
	持込		※	4 (2)	※ ()		※
	合計			4 (2)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること
 事業用自動車については、※欄に記載すること

6 運送しようとする旅客の範囲
 島守地区住民

7 路線又は運送の区域ごとの対価の額
 1乗車 200円

令和 年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 島守地区自治会連合会
住 所 八戸市南郷大字島守字小山田4-2-1
代表者の氏名 会長 堰端 治

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
八戸市南郷大字島守字小山田4-2-1
島守地区自治会連合会
会長 堰端 治

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
八戸市南郷島守地区及び是川地区	

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
島守地区自治会連合会	八戸市南郷大字島守字小山田4-2-1

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
	持込		※	()	※ ()		※
	合計			4 (2)			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

島守地区住民

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

1乗車 200円

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

添付書類（新規登録、更新登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	路線図	
3	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第3号
4	地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類	様式第1～5号
5	車両の一覧及び自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	参考様式第1号
6	運転者の一覧及び運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	参考様式第0号 様式第4号
		(※様式第5号)
7	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第6号
8	運行管理の体制等を記載した書類	様式第7号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	(様式第8号)
		(※様式第9号)
10	登録証（更新登録の場合）	様式第10号

※ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合はこちらを添付

東北運輸局青森運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

名 称 島守地区自治会連合会
住 所 八戸市南郷大字島守字小山田42-1
代表者の氏名 会長 堰端 治

令和3年12月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名称) 八戸市地域公共交通会議
(対象市町村) 八戸市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和3年12月
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
島守地区自治会連合会
八戸市南郷大字島守字小山田4-2-1
会長 堰端 治
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
八戸市南郷島守地区及び是川地区
 - (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
1回200円
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
島守地区住民
6. その他特記事項

令和 年 月 日

(地域公共交通会議等の名称)

八戸市地域公共交通会議 会長 武山 泰 印

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（島守地区自治会連合会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	柳沢 久夫	八戸市南郷大字島守字砂籠 10-1	大型	2種
2	中村 春雄	八戸市南郷大字島守字小平 30	大型	2種
3	春日 進	八戸市南郷大字島守字春日 10-1	普通	1種
4	春日 惇夫	八戸市南郷大字島守字春日 20-1	普通	1種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（島守地区自治会連合会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者 名）	
-----------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	堰端 治	八戸市南郷大字島守字小山田 4 2-1		-	-
2					
3					

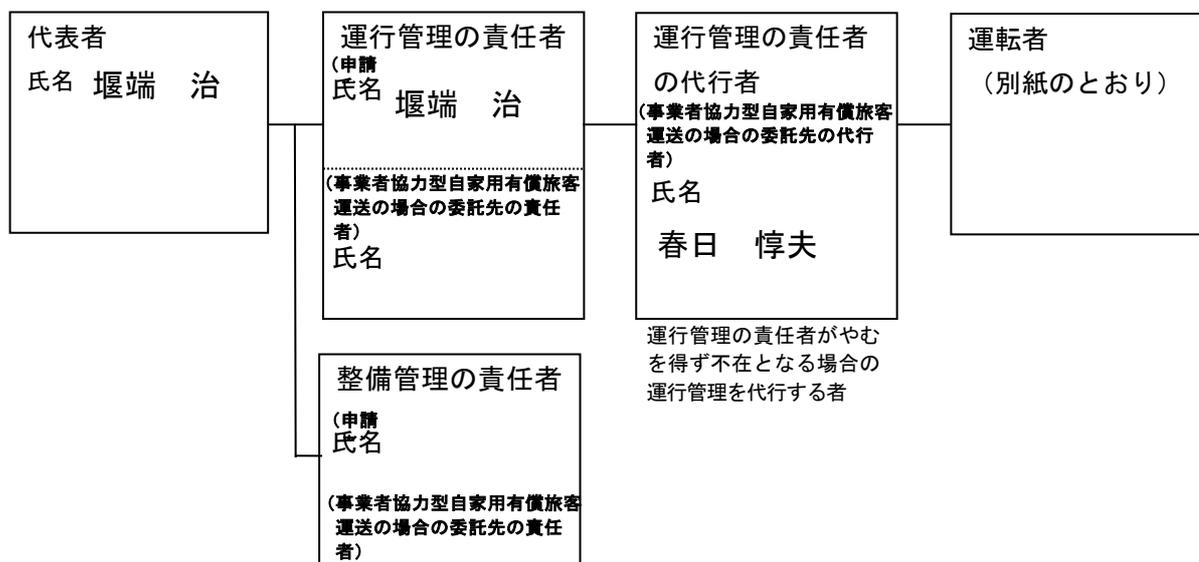
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

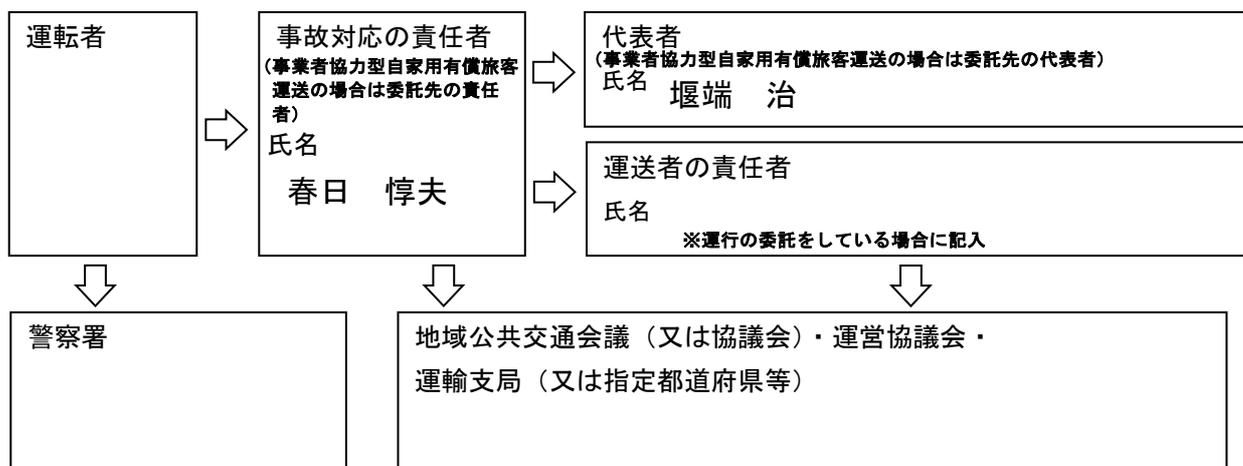
No	氏名	住所	協力
1	谷川 重次郎		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制 氏名



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者
堰端 治

苦情処理担当者
春日 惇夫

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

東北運輸局青森運輸支局長 殿

宣 誓 書

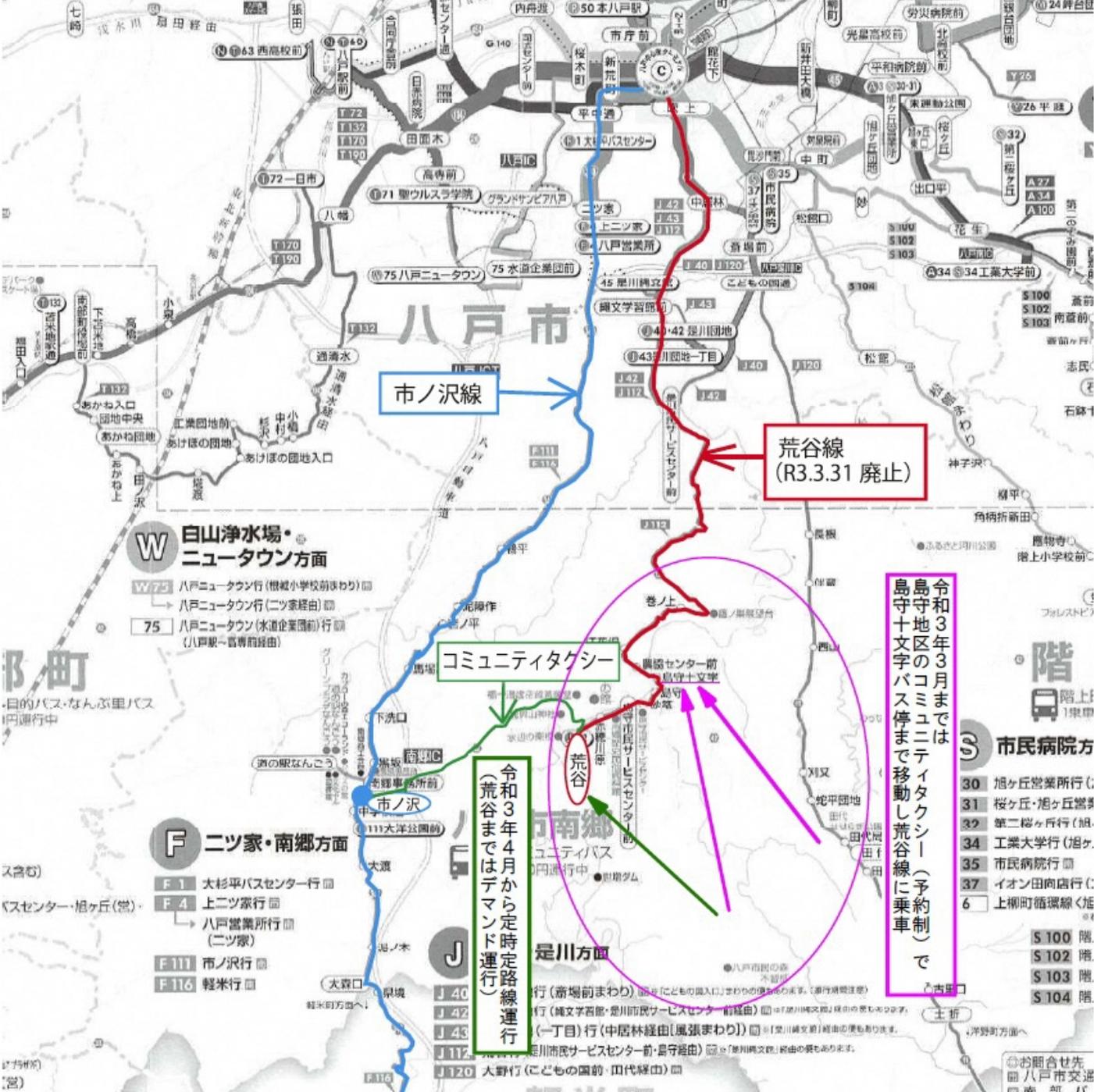
道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限）・ 万円
対物保険（共済）	（無制限）・ 万円

令和 年 月 日

名 称 島守地区自治会連合会
住 所 八戸市南郷大字島守字小山田42-1
代表者の氏名 会長 堰端 治



- ・ 令和3年3月31日で荒谷線廃止。コミュニティタクシーを増便することで通勤利用等の対応を行ってきた。
- ・ 今年度、島守地区自治会長や地域住民と利用状況について、懇談会を行ったところ次のような意見が出た。

島守地区からの指摘点

番号	内容
1	市ノ沢方面ではなく是川（田向）方面へ移動したい。
2	朝のコミタクの時間が遅いため、通学に使えない。（現在：市ノ沢7：25発に接続）
3	帰りのコミタクを14時20分市ノ沢着の便にも接続して欲しい。
4	コミタクの料金が低い。

- ・通勤利用があるため毎日運行して欲しい。
- ・運行本数は多く欲しい。

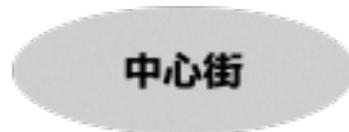
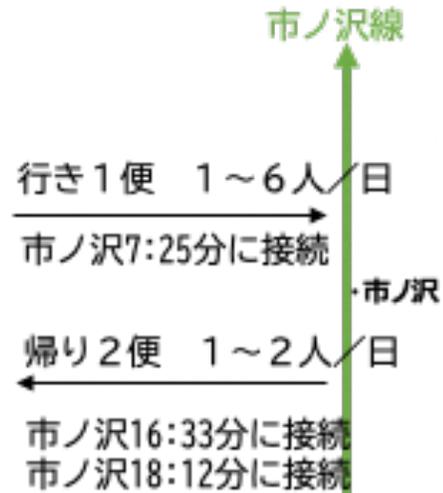
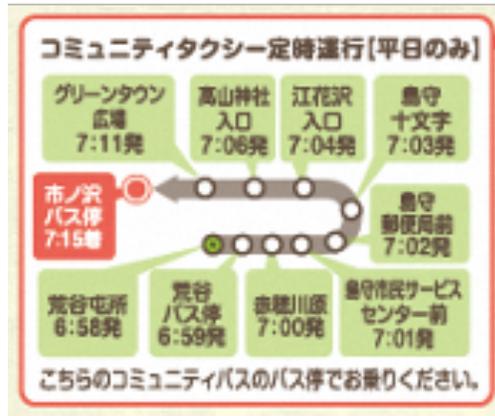


対応策を協議

住民主体の自家用有償旅客運送にチャレンジ

令和3年度

島守地区



令和4年度

自家用有償運送
(予約運行)

